

「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号) 改正状況

前回改正前 (平成23年8月30日施行)	前回改正後 (平成30年4月1日施行) <u>改正部分</u>	現行 (令和3年4月1日施行) <u>改正部分</u>
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p><u>第一節 地域福祉計画</u> (市町村地域福祉計画)</p> <p>第百七条 (略)</p> <p>(都道府県地域福祉支援計画)</p> <p>第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、<u>公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>一 <u>市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</u></p> <p>二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 <u>包括的な支援体制の整備</u></p> <p>第百六条の二 <u>地域子育て支援拠点事業等営業者の責務</u> (略)</p> <p>第百六条の三 <u>包括的支援体制整備</u> (略)</p> <p><u>第二節 地域福祉計画</u> (市町村地域福祉計画)</p> <p>第百七条 (略)</p> <p>(都道府県地域福祉支援計画)</p> <p>第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 <u>地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</u></p> <p>二 <u>市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</u></p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>五 <u>市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項</u></p> <p>2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、<u>公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、<u>当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 包括的な支援体制の整備</p> <p>第百六条の二 <u>地域子育て支援拠点事業等営業者の責務</u> (略)</p> <p>第百六条の三 <u>包括的支援体制整備</u> (略)</p> <p><u>第百六条の五～第百六条の十一 重層的支援体制整備事業</u> (略)</p> <p>第二節 地域福祉計画 (市町村地域福祉計画)</p> <p>第百七条 (略)</p> <p>(都道府県地域福祉支援計画)</p> <p>第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>五 市町村による<u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備</u>の実施の支援に関する事項</p> <p>2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。</p>